解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

熊本県上益城郡益城町宮園七一七番地三―二〇二号　有限会社エーアンドエム企画

清算人　村田美惠子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

鹿児島県姶良市蒲生町白男一四七七番地

特定非営利活動法人花を増やす人々の会

代表清算人　内村　昌紀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

札幌市中央区南三条西四丁目一番一の一五

医療法人社団コアセ歯科医院

清算人　小阿瀬優子

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

東京都墨田区江東橋三丁目一〇番八号

日本文具事務機器厚生年金基金

清算人　富樫　義弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十月十四日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

香川県綾歌郡綾川町千足二二一〇番地の一

宗教法人千照寺

清算人　三島　勉

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年九月二十九日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人山田北部土地改良区

代表清算人　中澤　愛水

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月七日

佐賀県鳥栖市鎗田町二九五番地

財団法人中央区会館

清算人　田中　達三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山三条一四丁目六一番地、最後の住所北海道上川郡当麻町三条西三丁目一一番一六号　被相続人　亡　日下部　建

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

北海道旭川市二条通九丁目　プリモ2・9ビル四階金子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　利治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字禰宜町六番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松田　基成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

事務所青森県弘前市大字早稲田三丁目九番地七司法書士法人あおば登記・法務事務所

相続財産管理人　司法書士　太田　宜邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区桜木町一九番地の八六六、最後の住所宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目二二番地の五

被相続人　亡　石垣　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番一二号シャンボール一番町一二〇二

相続財産管理人　弁護士　浅沼　賢広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県久慈郡大子町大字下野宮一七七〇番地、最後の住所茨城県水戸市杉崎町一四六〇番地　被相続人　亡　菊池智恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

茨城県水戸市南町二丁目五番二四号榎澤本店ビル四階　相続財産管理人　石橋　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市守谷七四〇番地、最後の住所千葉県勝浦市守谷七五三番地

被相続人　亡　鈴木克太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルC　上総一宮司法書士事務所

相続財産管理人　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市飯山六〇八番地イ号、最後の住所神奈川県厚木市旭町一丁目一六番五―四ＦＡ号　被相続人　亡　中村　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

神奈川県厚木市中町四丁目一四番三号雅光園ビル七〇二号室　相模川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区当麻二一四八番地、最後の住所神奈川県座間市相模が丘二丁目一番二六―三〇二号パルセ相模台

被相続人　亡　柿澤　義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

神奈川県大和市中央一丁目七番三六号

相続財産管理人　二見　吉明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市伏見区紙子屋町五三五番地、最後の住所福井県鯖江市つつじケ丘町二〇番一四号　被相続人　亡　金藤　峰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月七日

事務所福井県鯖江市東米岡一丁目四番一九号

相続財産管理人　髙村　弘人